

## 規 則

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

### 埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「(次条の規定により埼玉県立文書館長(以下「文書館長」という。)に引き継ぐものを除く。)」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「(次条の規定により埼玉県立文書館長(以下「文書館長」という。)に引き継ぐものを除く。)」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

### 附 則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した文書等(埼玉県教育局等文書管理規則第二条第一号又は埼玉県立学校文書管理規則第二条第一号の文書等をいう。)の管理については、なお従前の例による。